

第百六十八回  
国 会

参議院財政金融委員会會議録第七号

平成十九年十二月十三日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動

十一月二十八日

辞任

池口 修次君

前川 清成君

浮島とも子君

十二月三日

辞任

川崎 稔君

十二月四日

辞任

藤末 健三君

十二月五日

辞任

大塚 耕平君

水戸 将史君

森田 高君

荒木 清寛君

十二月六日

辞任

喜納 昌吉君

外山 斎君

横峯 良郎君

山口那津男君

十二月七日

辞任

藤原 良信君

十二月十二日

辞任

尾立 源幸君

椎名 一保君

白浜 一良君

補欠選任

築瀬 進君

尾立 源幸君

白浜 一良君

補欠選任

藤末 健三君

補欠選任

川崎 稔君

補欠選任

喜納 昌吉君

藤原 良信君

外山 斎君

山口那津男君

補欠選任

大塚 耕平君

森田 高君

水戸 将史君

荒木 清寛君

補欠選任

横峯 良郎君

補欠選任

佐藤 公治君

佐藤 正久君

浮島とも子君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

峰崎 直樹君

大久保 勉君

辻 泰弘君

円より子君

愛知 治郎君

田村耕太郎君

委員

大塚 耕平君

川崎 稔君

佐藤 公治君

富岡由紀夫君

平田 健二君

水戸 将史君

森田 高君

築瀬 進君

横峯 良郎君

小泉 昭男君

佐藤 正久君

田中 直紀君

中山 恭子君

林 芳正君

森 まさこ君

荒木 清寛君

浮島とも子君

大門実紀史君

衆議院議員

財務金融委員長

原田 義昭君

渡辺 喜美君

事務局長  
(内閣府特命担当大臣(金融))

常任委員会専門員

藤澤 進君

本日の會議に付した案件

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、池口修次君、前川清成君及び椎名一保君が委員を辞任され、その補欠として築瀬進君、佐藤正久君及び佐藤公治君が選任されました。

○委員長(峰崎直樹君) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院財務金融委員長原田義昭君から趣旨説明を聴取いたします。原田財務金融委員長。

○衆議院議員(原田義昭君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、去る五日、衆議院財務金融委員会において全会一致をもって成案を得、委員会提出法律案と決し、提出したものでございまして、預金口座への振り込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払のため、預金に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的とするものでござい

ます。

その主な内容は次のとおりでございます。

第一に、金融機関は、犯罪利用預金口座である疑いがあると認める預金口座について、取引の停止の措置を適切に講ずるものとしております。

第二に、預金に係る債権の消滅手続について

は、まず、金融機関は、犯罪利用預金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認める預金口座について、預金保険機構に対し、預金に係る債権の消滅手続の開始に係る公告を求めなければならないものとし、預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞なく公告しなければならないものとしております。

そして、名義人等による権利行使の届出に係る期間内に権利行使の届出又は強制執行がないときは、預金に係る債権は消滅するものとしております。

なお、金融機関は、権利行使の届出に係る期間内に対象預金口座に係る振り込み利用犯罪行為により被害を受けた旨の申出をした者があるときは、その者に対し、被害回復分配金の支払の申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとしております。

第三に、被害回復分配金の支払手続については、まず、金融機関は、消滅した預金に係る債権の額の金銭を原資として、対象被害者に対し、被害回復分配金を支払わなければならないものとしております。

次に、金融機関は、預金に係る債権が消滅したときは、預金保険機構に対し、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告を求めなければならないものとし、預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞なく公告しなければならないものとしております。

そして、金融機関は、被害回復分配金の支払の申請があつた場合において、支払該当事決定を行つたときは、遅滞なく、支払該当事決定を受けた者に対し、被害額により案分した額の被害回復分配金を支払わなければならないものとしております。

第四に、犯罪被害者の支援の充実にについて定め

ます。

第五に、犯罪被害者の支援の充実にについて定め

ます。

第六に、犯罪被害者の支援の充実にについて定め

ます。

第七に、犯罪被害者の支援の充実にについて定め

ます。

第八に、犯罪被害者の支援の充実にについて定め

ます。

るとともに、犯罪利用預金口座でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払の請求について、所要の規定を整備してあります。

なお、失権した預金口座の名義人からやむを得ない事情等により権利行使の届出を行うことができなかったこと等を理由とする支払請求があり、当該口座が犯罪利用預金口座でないことにつき相当の理由があるものと認めて支払を行った金融機関は、主務省令で定めるところにより、預金債権に係る消滅手続の実施に関し過失がないことについて相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、支払を請求することができるとしてあります。

第五に、政府は、この法律の趣旨及び被害回復分配金の支払手続に関する事項について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとしてあります。

また、預金保険機構は、毎年少なくとも一回、消滅預金債権に関する事項、被害回復分配金の支払の実施の状況等に関する事項を公表するものとしてあります。

以上が本案の提案の趣旨及び概要でございます。何とぞ速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(峰崎直樹君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税大増税反対に関する請願(第九四一

号)

一、保険業法の見直しに関する請願(第九六二

号)

一、庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第一〇〇〇号)(第一〇〇一号)(第一〇〇二号)

一、保険業法の適用の除外に関する請願(第一〇一二号)

第九四一号 平成十九年十一月十六日受理

消費税大増税反対に関する請願

請願者 東京都青梅市新町八ノ二四ノ三二

菊地香 外三千二百七十五名

紹介議員 小池 晃君

景気は回復基調にあると言われるが、暮らしは、収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担が増え、苦しむばかりである。七月の参議院選挙では、住民税大増税を始め貧困と格差を深刻化させ、消費税増税に向かう与党に、厳しい審判が下った。消費税は、導入時も、五％への引上げのときも、現在も「社会保障のため」「国の財政が大変」などが増税の理由とされた。しかし、一方で、医療や年金などの社会保障制度は改悪され、財政赤字は膨らみ続けている。また、二〇〇七年度分までの消費税の税収合計が一八兆八兆円

ある一方、この間の法人三税の減収分は一五兆円にも上るなど、消費税は大企業の減税に消えている。社会保障財源を確保するには、大規模開発や軍事費などの無駄遣いをやめ、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきであり、税金の取り方も、大企業や大金持ちへの行き過ぎた優遇をやめるべきである。消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまう。消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる、最悪の逆進的な税金である。貧困と格差を一層ひどくすることは明らかである。

ついでに、国民の暮らしや家計を守るため、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税の増税はやめること。

第九六二号 平成十九年十一月十九日受理

保険業法の見直しに関する請願

請願者 兵庫県たつの市龍野町小宅北四四ノ三 玉田国広 外三十一名

紹介議員 室井 邦彦君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九九六号 平成十九年十一月二十二日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 富山県南砺市井波一、九五〇ノ二 一 吉田孝市 外二千二百二十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第九九七号 平成十九年十一月二十二日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 大阪府大正区泉尾一ノ三三ノ一 板垣勇 外二千二百二十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第九九八号 平成十九年十一月二十二日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 北海道苫小牧市元町二ノ二二 林弘子 外二千二百二十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第九九九号 平成十九年十一月二十二日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 東京都調布市布田五ノ二〇ノ一一 秋葉宏子 外二千二百二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一〇〇〇号 平成十九年十一月二十二日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 北海道北見市ひかり野六ノ五ノ一 八 山口敏夫 外二千二百二十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一〇〇一号 平成十九年十一月二十二日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 広島市安佐南区緑井七ノ一ノ四〇ノ六 有田ミヨ子 外二千二百二十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一〇〇二号 平成十九年十一月二十二日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 神戸市垂水区神陵台七ノ一四ノ五

矢田貴子 外二千二百二十九号  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一〇一二号 平成十九年十一月二十二日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 東京都世田谷区桜二ノ一九ノ一二  
中園昌明 外七十名  
紹介議員 鈴木 寛君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、保険業法の適用の除外に関する請願第一〇二〇号  
一、保険業法の見直しに関する請願(第一〇二五号)  
一、保険業法の適用除外等に関する請願(第一〇三三三号)  
一、庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願(第一〇三七七号)  
一、保険業法の適用の除外に関する請願(第一〇四四一四号)(第一〇四三三三号)(第一〇四四四号)  
一、保険業法の見直しに関する請願(第一〇四四四号)  
一、消費税増税の反対に関する請願(第一〇五七号)  
一、保険業法の適用の除外に関する請願(第一〇五八八号)(第一〇五九九号)

第一〇二〇号 平成十九年十一月二十六日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城町一〇ノ一  
平田盛家 外九名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一〇二五号 平成十九年十一月二十六日受理  
保険業法の見直しに関する請願  
請願者 福岡県直方市上新入三、二五二ノ三 小池純次 外二百五十名  
紹介議員 福島みずほ君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三三三号 平成十九年十一月二十七日受理  
保険業法の適用除外等に関する請願  
請願者 三重県津市小舟七二〇ノ一二七  
奥村麗子 外百八十五名  
紹介議員 高橋 千秋君  
二〇〇六年四月に施行された新保険業法によつて、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に行っている共済制度が、存続の危機に追い込まれている。保険業法改正の趣旨は、いわゆる偽共済への規制が目的であつた。団体が自主的に行う共済への規制と干渉は憲法違反であり、健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いに、もうけの論理を押し付けることは認められない。  
ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。  
二、二〇〇八年三月で終了する経過措置期間を延長すること。

第一〇三七七号 平成十九年十一月二十七日受理  
庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願  
請願者 愛媛県松山市福角町甲三四八ノ二  
七 辻利秀 外四名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一〇四四一四号 平成十九年十一月二十七日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 福岡県宗像市自由ヶ丘八ノ八ノ一  
江藤正春 外七百七十一名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一〇四三三三号 平成十九年十一月二十八日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 東京都港区芝三ノ二七ノ五 吉江 浩之 外四百四十四名  
紹介議員 大河原雅子君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一〇四四四号 平成十九年十一月二十八日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 兵庫県芦屋市東芦屋町一六ノ一六  
森下敬司 外三百五十一名  
紹介議員 辻 泰弘君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一〇四五五号 平成十九年十一月二十八日受理  
保険業法の見直しに関する請願  
請願者 東京都豊島区南大塚一ノ三七ノ八  
田村孝 外四百六十五名  
紹介議員 大河原雅子君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇五七号 平成十九年十一月二十九日受理  
消費税増税の反対に関する請願  
請願者 和歌山市北島四一ノ一 中尾容子 外千六百七十四名  
紹介議員 山下 芳生君  
消費税は一九八九年に福祉のためと導入された。しかし、医療制度、年金制度など社会保障制度は後退を続けている。消費税導入後の消費税額は累計で一七五兆円、同じ時期の法人税の減税は一六〇兆円にもなり、消費税は福祉のためではなく、法人税の減税に使われたと言ふことができる。消費税は、収入のいかにかわらず負担しなければならぬ税金であり、所得の低い人ほど負担割合の高い不公平な税金である。政府は一九九九年に導入した恒久的減税三点セット(法人税の減税、高額所得者の減税、所得税・住民税の定

率減税)のうち、定率減税を二〇〇七年に廃止することを決めた。法人税や高額所得者の減税には手を付けず、庶民にだけ負担を押し付けようとしている。消費税や国民に負担を押し付ける税制改革は格差を生み出す仕組みそのものである。「生活費に税金は掛けない」「大企業や高額所得者などは、負担能力に応じて税金を払ってもらう」などの税金の原点に戻ることが必要である。  
ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、消費税を増税しないこと。

第一〇五八八号 平成十九年十一月二十九日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 川崎市麻生区下麻生一ノ八ノ三六  
ノ一〇一 神武夫 外三千三百七十七名  
紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一〇五九九号 平成十九年十一月二十九日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 名古屋市中千種区鹿子殿一九ノ一二  
中川武夫 外千名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

十二月七日本委員会に左の案件が付託された。  
一、保険業法の適用の除外に関する請願(第一〇七三三三号)(第一〇九九号)  
一、保険業法の見直しに関する請願(第一一一一〇号)  
一、保険業法の適用の除外に関する請願(第一一一四四号)(第一一一七号)(第一一二二二二号)

第一〇七三三三号 平成十九年十一月三十日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 神奈川県逗子市久木八ノ一一ノ二

九 細根和博 外三千百九十二名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一一〇九号 平成十九年十二月三日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 長野県松本市安曇一、八〇三ノ一  
宮下ゆき子 外二千二名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一一一〇号 平成十九年十二月三日受理  
保険業法の見直しに関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市若王寺三ノ二七ノ二  
○ 小林良和 外七十九名  
紹介議員 室井 邦彦君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一一一四号 平成十九年十二月三日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 名古屋市中区北山町二ノ一四  
板津慶幸 外千名  
紹介議員 大塚 耕平君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一一一七号 平成十九年十二月三日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 長野県上田市長瀬二、三七一ノ一  
大石浩三 外二百二十三名  
紹介議員 北澤 俊美君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一一二二号 平成十九年十二月三日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 札幌市北区北二十四条西一六ノ二  
ノ二〇 高松康文 外二千二百四名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、消費税大増税反対に関する請願(第一一四六号)(第一一五四号)  
一、保険業法の適用の除外に関する請願(第一一六九号)(第一一七〇号)  
一、消費税の大増税反対に関する請願(第一一八九号)  
一、庶民大増税の中止に関する請願(第一一九八号)

第一一四六号 平成十九年十二月四日受理  
消費税大増税反対に関する請願  
請願者 愛媛県新居浜市上原三ノ一ノ六一  
岡本真奈美 外六十九名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一一五四号 平成十九年十二月四日受理  
消費税大増税反対に関する請願  
請願者 東京都北区栄町二九ノ四 神林久  
則 外七十三名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一一六九号 平成十九年十二月五日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 埼玉県富士見市鶴瀬西三ノ四ノ三  
六 井芹昌二 外千六百十名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一一七〇号 平成十九年十二月五日受理  
保険業法の適用の除外に関する請願  
請願者 島根県松江市上乃木六ノ一ノ四  
八 古沢正治 外九百二十名  
紹介議員 亀井亜紀子君  
この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第一一八九号 平成十九年十二月五日受理  
消費税の大増税反対に関する請願  
請願者 佐賀県鹿島市浜町一、二五七ノ二  
倉崎繁 外六十名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第五一四号と同じである。

第一一九八号 平成十九年十二月五日受理  
庶民大増税の中止に関する請願  
請願者 佐賀市成章町七ノ四 森山政子  
外四名  
紹介議員 仁比 聡平君  
高齡者は、二〇〇五年に所得税、二〇〇六年に住民税が増税となり、問い合わせや抗議が市町村に殺到している。これは、二〇〇四、二〇〇五年の税制改正で年金課税を強化したためである。二〇〇六年、定率減税半減によって所得税・住民税増税が実施された。さらに、政府は、定率減税廃止に続き、各種控除の縮小・廃止など庶民増税を進めようとしている。「骨太の方針」では、歳入・歳入一体改革と言いつて、社会保障など暮らしの予算を削り、消費税など庶民増税を押し付ける計画である。これらが実施されると、年収五〇〇万円の四大家族では、五五万円の大増税となる。勤労者の給与が減少しており、大増税されたら暮らしも営業も景気も更に悪くなってしまう。社会保障や財政再建の財源は、無駄な大型開発や軍事費を見直して税金の使い方を換え、さらに空前の利益を上げている大企業や大資産家に応分の負担を求めればつくることができる。

一、今、実施されている高齡者への大増税は、直ちに中止し、見直すこと。  
二、定率減税廃止や所得税・住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること。  
三、消費税の増税をやめること。

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。  
一、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆)

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案  
目次  
第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置(第三条)  
第三章 預金等に係る債権の消滅手続(第四  
条―第七条)  
第四章 被害回復分配金の支払手続  
第一節 通則(第八条・第九条)  
第二節 手続の開始等(第十条・第十一条)  
第三節 支払の申請及び決定等(第十二条―第十五条)  
第四節 支払の実施等(第十六条・第十七条)  
第五節 手続の終了等(第十八条―第二十五条)

第五章 預金保険機構の業務の特例等(第二十  
六条―第三十条)  
第六章 雑則(第三十一条―第四十二条)  
第七章 罰則(第四十三条―第四十五条)  
附則  
第一章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 銀行</p> <p>二 信用金庫</p> <p>三 信用金庫連合会</p> <p>四 労働金庫</p> <p>五 労働金庫連合会</p> <p>六 信用協同組合</p> <p>七 信用協同組合連合会</p> <p>八 農業協同組合</p> <p>九 農業協同組合連合会</p> <p>十 漁業協同組合</p> <p>十一 漁業協同組合連合会</p> <p>十二 水産加工業協同組合</p> <p>十三 水産加工業協同組合連合会</p> <p>十四 農林中央金庫</p> <p>十五 商工組合中央金庫</p> <p>2 この法律において「預金口座等」とは、預金口座又は貯金口座(金融機関により、預金口座又は貯金口座が犯罪行為に利用されたこと等を理由として、これらの口座に係る契約を解約しその資金を別段預金等により管理する措置がとられている場合におけるこれらの口座であつたものを含む)をいう。</p> <p>3 この法律において「振込利用犯罪行為」とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう。</p> <p>4 この法律において「犯罪利用預金口座等」とは、次に掲げる預金口座等をいう。</p> <p>一 振込利用犯罪行為において、前項に規定する振込みの振込先となつた預金口座等</p> <p>二 専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された預金口座等であつて、当該預金口座等に係る資金が同号の振込みに係る資金と実質的に同じであると認められるもの</p> <p>5 この法律において「被害回復分配金」とは、第七条の規定により消滅した預金又は貯金(以下</p>                                                        | <p>「預金等」という。)に係る債権の額に相当する額の金銭を原資として金融機関により支払われる金銭であつて、振込利用犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として第四章の規定によりその金額が算出されるものをいう。</p> <p>第三章 預金口座等に係る取引の停止等の措置</p> <p>第三条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。</p> <p>2 金融機関は、前項の場合において、同項の預金口座等に係る取引の状況その他の事情を勘案して当該預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された疑いがある他の金融機関の預金口座等があると認めるときは、当該他の金融機関に対して必要な情報を提供するものとする。</p> <p>第三章 預金等に係る債権の消滅手続(公告の求め)</p> <p>第四条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、次に掲げる事由その他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、速やかに、当該預金口座等について現に取引の停止等の措置が講じられていない場合においては当該措置を講ずるとともに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、当該預金口座等に係る預金等に係る債権について、主務省令で定める書類を添えて、当該債権の消滅手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない。</p> <p>一 捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があつたこと。</p> <p>二 前号の情報その他の情報に基づいて当該預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害</p>          |
| <p>の状況について行つた調査の結果</p> <p>三 金融機関が有する資料により知ることができ、当該預金口座等の名義人の住所への連絡その他の方法による当該名義人の所在その他の状況について行つた調査の結果</p> <p>四 当該預金口座等に係る取引の状況</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。</p> <p>一 前項に規定する預金口座等についてこれに係る預金等の払戻しを求める訴え(以下この章において「払戻しの訴え」という。)が提起されているとき又は当該預金等に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手続その他主務省令で定める手続(以下この章において「強制執行等」という。)が行われているとき。</p> <p>二 振込利用犯罪行為により被害を受けたと認められる者の状況その他の事情を勘案して、この法律に規定する手続を実施することが適当でないときと認められる場合として、主務省令で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 金融機関は、第一項の預金口座等に係る取引の状況その他の事情を勘案して当該預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された疑うに足りる相当な理由がある他の金融機関の預金口座等があると認めるときは、当該他の金融機関に対し、同項の預金口座等に係る主務省令で定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(公告等)</p> <p>第五条 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。</p> <p>一 前条第一項の規定による求めに係る預金口座等(以下この章において「対象預金口座等」という。)に係る預金等に係る債権(以下この章において「対象預金等債権」という。)について</p> | <p>てこの章の規定に基づく消滅手続が開始された旨</p> <p>二 対象預金口座等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号</p> <p>三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称</p> <p>四 対象預金等債権の額</p> <p>五 対象預金口座等に係る名義人その他の対象預金等債権に係る債権者による当該対象預金等債権についての金融機関への権利行使の届出又は払戻しの訴えの提起若しくは強制執行等(以下「権利行使の届出等」という。)に係る期間</p> <p>六 前号の権利行使の届出の方法</p> <p>七 払戻しの訴えの提起又は強制執行等に関し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの(当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く。)</p> <p>八 第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等がないときは、対象預金等債権が消滅する旨</p> <p>九 その他主務省令で定める事項</p> <p>2 前項第五号に掲げる期間は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して六十日以上でなければならない。</p> <p>3 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>4 金融機関は、第一項第五号に掲げる期間内に対象預金口座等に係る振込利用犯罪行為により被害を受けた旨の申出をした者があるときは、その者に対し、被害回復分配金の支払の申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。</p> <p>5 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>(権利行使の届出等の通知等)</p> |

第六条 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等があったときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

2 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる期間内に対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことが明らかになったときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

3 預金保険機構は、前二項の規定による通知を受けたときは、預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨を公告しなければならない。

(預金等に係る債権の消滅)

第七条 対象預金等債権について、第五条第一項第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等がないときは、前条第二項の規定による通知がない場合は、当該対象預金等債権は、消滅する。この場合において、預金保険機構は、その旨を公告しなければならない。

第四章 被害回復分配金の支払手続

第一節 通則

(被害回復分配金の支払)

第八条 金融機関は、前条の規定により消滅した預金等に係る債権(以下この章及び第三十七条第二項において「消滅預金等債権」という。)の額に相当する額の金銭を原資として、この章の定めるところにより、消滅預金等債権に係る預金口座等(以下この章において「対象預金口座等」という。)に係る振込利用犯罪行為(対象預金口座等が第二項第四項第二号に掲げる預金口座等である場合にあつては、当該預金口座等に係る資金の移転元となつた同項第一号に掲げる預金口座等に係る振込利用犯罪行為。以下この章において「対象犯罪行為」という。)により被害を受けた者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつてこれにより財産を失つたもの(以下この章において「対象被害者」という。)に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。

2 金融機関は、対象被害者について相続その他の一般承継があつたときは、この章の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。

3 前二項の規定は、消滅預金等債権の額が千円未満である場合は、適用しない。この場合において、預金保険機構は、その旨を公告しなければならない。

(被害回復分配金の支払を受けることができない者)

第九条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、被害回復分配金の支払を受けることができない。

一 対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害の全部について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。)における当該対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人

二 対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、当該対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、当該対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復分配金の支払を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二節 手続の開始等

(公告の求め)

第十条 金融機関は、第七条の規定により預金等に係る債権が消滅したとき(第八条第三項に規定する場合を除く。)は、速やかに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その消滅に係る消滅預金等債権について、主務省令で定める書類を添えて、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない。

2 前項の規定は、対象預金口座等に係るすべての対象被害者又はその一般承継人が明らかであり、かつ、これらの対象被害者又はその一般承継人のすべてから被害回復分配金の支払を求める旨の申出があるときは、適用しない。この場合において、金融機関は、預金保険機構にその旨を通知しなければならない。

(公告等)

第十一条 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 前条第一項の規定による求めに係る消滅預金等債権についてこの章の規定に基づく被害回復分配金の支払手続が開始された旨

二 対象預金口座等(対象預金口座等が第二項第四項第二号に掲げる預金口座等である場合における当該対象預金口座等に係る資金の移転元となつた同項第一号に掲げる預金口座等を含む。次号において同じ。)に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号

三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称

四 消滅預金等債権の額

五 支払申請期間

六 被害回復分配金の支払の申請方法

七 被害回復分配金の支払の申請に關し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの(当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く。)

八 その他主務省令で定める事項

2 前項第五号に掲げる支払申請期間(以下この章において単に「支払申請期間」という。)は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

3 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 金融機関は、対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講ずるものとする。

5 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三節 支払の申請及び決定等

(支払の申請)

第十二条 被害回復分配金の支払を受けようとする者は、支払申請期間(第十条第二項の規定による通知があつた場合においては、金融機関が定める相当の期間。以下同じ。)内に、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付して、対象預金口座等に係る金融機関に申請をしなければならない。

一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実

二 対象犯罪行為により失われた財産の価額

三 控除対象額(対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。))における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。)

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による申請をした対象被害者又はその一般承継人(以下この項において「対象被害

者等」という。について、当該申請に対する次条の規定による決定が行われるまでの間に一般承継があつたときは、当該対象被害者等の一般承継人は、支払申請期間が経過した後であつても、当該一般承継があつた日から六十日以内に限り、被害回復分配金の支払の申請をすることができ。この場合において、当該一般承継人は、主務省令で定めるところにより、前項に規定する申請書に同項第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、これを対象預金口座等に係る金融機関に提出しなければならぬ。

3 前二項の規定による申請は、対象犯罪行為に係る第二条第三項に規定する振込みの依頼をした金融機関を経由して、行うことができる。

(支払の決定)

第十三条 金融機関は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、支払申請期間が経過したときは、遅滞なく、同条第一項又は第二項に規定する申請書及び資料等に基づき、その申請人が被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当するか否かの決定をしなければならない。同条第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る一般承継があつた日から六十日が経過したときも、同様とする。

2 金融機関は、被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当する旨の決定(以下「支払該当事者決定」という。)をするに当たっては、その犯罪被害額(対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額をいう。以下同じ。)を定めなければならない。この場合において、支払該当事者決定を受ける者で同一の対象被害者の一般承継人であるものが二人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害額は、当該対象被害者に係る対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額を当該一般承継人の数で除して得た額とする。

3 前項後段に規定する場合において、当該支払該当事者決定を受ける者のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意をした者があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額とする。

4 前二項に定めるもののほか、犯罪被害額の認定の方法については、主務省令で定める。

(書面の送付等)

第十四条 金融機関は、前条の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容を記載した書面を申請人に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請人の所在が知れないときその他同項の書面を送付することができないときは、金融機関において当該書面を保管し、いつでも申請人に交付すべき旨を明らかにする措置として主務省令で定める措置をとることをもつて同項の規定による送付に代えることができる。

(決定表の作成等)

第十五条 金融機関は、第十三条の規定による決定を行ったときは、次に掲げる事項を記載した決定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを主務省令で定める場所に備え置かなければならない。

一 支払該当事者決定を受けた者の氏名又は名称及び当該支払該当事者決定において定められた犯罪被害額(支払該当事者決定を受けた者がないときは、その旨)

二 その他主務省令で定める事項

第四節 支払の実施等

第十六条 金融機関は、すべての申請に対する第十三条の規定による決定を行ったときは、遅滞なく、支払該当事者決定を受けた者に對し、被害回復分配金を支払わなければならない。

2 前項の規定により支払う被害回復分配金の額は、支払該当事者決定により定めた犯罪被害額の総額(以下この項において「総被害額」という。)が消滅預金等債権の額を超えないときは、この額に当該支払該当事者決定を受けた者に係る犯罪被害額の総被害額に對する割合を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その他のときは、当該犯罪被害額とする。

3 金融機関は、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を決定表に記載し、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

4 預金保険機構は、前項の規定による通知を受けたときは、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨を公告しなければならない。

(支払該当事者決定後の一般承継人に対する被害回復分配金の支払)

第十七条 金融機関は、支払該当事者決定が行われた者について一般承継があつた場合において、その者に支払うべき被害回復分配金でまだ支払っていないものがあるときは、その者の一般承継人であつて当該一般承継があつた日から六十日以内に届出をしたものに對し、未払の被害回復分配金を支払わなければならない。この場合において、当該一般承継人は、主務省令で定めるところにより、届出書を金融機関に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出をした一般承継人が二人以上ある場合における当該一般承継人に支払う被害回復分配金の額は、同項に規定する未払の被害回復分配金の額を当該一般承継人の数で除して得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該一般承継人のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意

をした者があるときは、当該合意をした者に支払う被害回復分配金の額は、この項本文の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第五節 手続の終了等

(公告)

第十八条 金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、預金保険機構に對し、被害回復分配金の支払手続の終了に係る公告をすることを求めなければならない。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による申請がないとき。

二 第十二条第一項又は第二項の規定による申請のすべてについて第十三条の規定による決定があつた場合において、支払該当事者決定を受けた者がないとき。

三 前節又は第二十二條第二項の規定により支払うべき被害回復分配金のすべてについて、同節の規定によりこれを支払い、又は同項に規定する措置をとつたとき。

四 対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことが明らかになったとき。

2 預金保険機構は、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、被害回復分配金の支払手続が終了した旨を公告しなければならない。

(預金保険機構への納付)

第十九条 金融機関は、第八条第三項又は前条第二項の規定による公告があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額に相当する額の金銭を、預金保険機構に納付しなければならない。

一 第八条第三項の規定による公告があつたとき又は前条第二項の規定による公告があつた場合において被害回復分配金の支払を行わ

かつたとき。消滅預金等債権の額

二 前条第二項の規定による公告があつた場合において、当該公告に係る対象預金口座等について支払った被害回復分配金の額の合計額が消滅預金等債権の額に満たないとき。消滅預金等債権の額から当該被害回復分配金の額の合計額を控除した額

(犯罪被害者等の支援の充実に)

第二十条 預金保険機構は、前条第二十四条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。の規定により金銭の納付を受けたときは、当該納付を受けた金銭の額から当該金銭の額に第二十五条第四項の規定による支払に要する費用の額を考慮して主務省令で定める割合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実に支拂するものとする。

2 預金保険機構は、前項の主務省令で定める割合を乗じて得た額の金銭について、その全部又は一部が第二十五条第四項の規定による支払のため必要がなくなつたときは、前項の主務省令で定めるところにより、これを犯罪被害者等の支援の充実に支拂するものとする。

(損害賠償請求権等との関係)

第二十一条 被害回復分配金を支払つたときは、その支払を受けた者が有する当該被害回復分配金に係る対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支払を受けた額の限度において消滅する。

2 金融機関が第二十五条第一項又は第二項の規定による支払を行った場合において、その支払を受けた者が第四条第一項の規定の適用その他の損害賠償請求権その他の請求権を有するときは、当該請求権は、その支払を受けた額の限度において消滅する。

(被害回復分配金の支払を受ける権利の消滅等)

第二十二條 被害回復分配金の支払手続において

て、被害回復分配金の支払を受ける権利は、第十六条第四項(次項又は第二十四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定による公告があつた時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 金融機関は、前項の規定により被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した場合において、同一の対象預金口座等に係る被害回復分配金の支払について他に支払該当事者決定を受けた者(被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した者を除く。以下「他の支払該当事者」という。)があり、かつ、他の支払該当事者について支払つた被害回復分配金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る被害回復分配金の額に相当する額の金銭を原資として、前節の規定の例により、他の支払該当事者又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならぬ。ただし、同項の規定により消滅した権利に係る被害回復分配金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

(被害回復分配金の支払を受ける権利の保護)

第二十三条 被害回復分配金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(不正の手段により支払を受けた場合の返還等)

第二十四条 金融機関は、偽りその他不正の手段により被害回復分配金の支払を受けた者があるときは、その者からの被害回復分配金の返還に係る措置を適切に講ずるものとする。

2 金融機関は、前項に規定する者から被害回復分配金の返還を受けた場合において、他の支払該当事者があり、かつ、他の支払該当事者について既に支払つた被害回復分配金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、返還を受けた額に相当する額の金銭を原資として、前節の規定

の例により、他の支払該当事者又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならぬ。ただし、同項に規定する者から返還を受けた額が千円未満である場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する者から返還を受けた金銭の預金保険機構への納付については、第十九条の規定の例による。

(犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払の請求等)

第二十五条 対象預金口座等に係る名義人その他の消滅預金等債権に係る債権者(以下この条において「名義人等」という。)は、第八条第三項又は第十八条第二項の規定による公告があつた後において、対象預金口座等に係る金融機関に対し、第五条第一項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の届出を行わなかつたことについてのやむを得ない事情その他の事情、当該対象預金口座等の利用の状況及び当該対象預金口座等への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、当該金融機関に対し、消滅預金等債権の額に相当する額の支払を請求することができる。

2 名義人等は、対象預金口座等について、当該対象預金口座等に係る金融機関に対し第五条第一項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の届出を行わなかつたことについてのやむを得ない事情その他の事情について必要な説明を行った場合において、対象犯罪行為による被害に係る財産以外の財産をもって当該対象預金口座等への振込みその他の方法による入金が行われているときは、第八条第三項又は第十八条第二項の規定による公告があつた後において、当該対象預金口座等に係る金融機関に対し、消滅預金等債権の額から当該入金以外の当該対象預金口

座等へのすべての入金の合計額を控除した額の支払を請求することができる。ただし、当該消滅預金等債権の額が当該合計額以下であるときは、この限りでない。

3 金融機関は、前二項の規定による支払を行うとする場合において、第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に關し過失がないと認料するときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による支払を行った金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に關し過失がないことについて相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、第一項又は第二項の規定により支払つた額に相当する額の支払を請求することができる。ただし、当該支払に係る預金口座等について被害回復分配金が支払われている場合において、この章に規定する手続の実施に關し金融機関に過失があるときは、その請求することができない額は、第一項又は第二項の規定により支払つた額から金融機関の過失により支払つた被害回復分配金の額の合計額を控除した額とする。

5 金融機関は、第一項又は第二項の規定による支払に係る預金口座等が犯罪利用預金口座等その他不正に利用された預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該支払を停止する措置を講ずることができる。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第二十六条 預金保険機構(以下「機構」という。)は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告その他第三章の規定による業務

二 被害回復分配金の支払手続の開始に係る公

信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に

規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下の条及び次条において同じ。）を含む。）又は銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四

第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対

し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政片は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会

等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行法第二条第一項に規定する銀行又は同条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第八項に、長期信用銀行法第二条に規定する長期

信用銀行又は同法第十六条の四第一項に規定す

る長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三条の第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する

法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会で

ある場合には農業協同組合法第十一条の第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項に、農林中央金庫である

場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、

それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者（金融機関代理業者を除く。次項並びに次

条第二項及び第五項において同じ。に對し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む)の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査第三章及び第四章の規定による手

続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

(政府による周知等)

第三十七条 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、振込利用犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資するとのこの法律の趣旨及び被害回復分配金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 機構は、毎年少なくとも一回、消滅預金等債権に関する事項、被害回復分配金の支払の実施の状況その他のこの法律の実施の状況に関する事項を公表するものとする。

(主務省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁)

第三十九条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める者とする。

一 第二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる金融機関 内閣総理大臣

二 第二条第一項第四号及び第五号に掲げる金融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第八号及び第九号に掲げる金融機関 農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁

四 第二条第一項第十号から第十三号までに掲げる金融機関 水産業協同組合法第二百二十七

条第一項に規定する行政庁

五 第二条第一項第十四号に掲げる金融機関 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第一項第十五号に掲げる金融機関 経済産業大臣及び財務大臣

(主務省令)

第四十条 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。ただし、第二十条第一項に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

(権限の委任)

第四十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限の行使に關して必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第三十六条第一項 第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出した者

二 第十七条第一項(第二十二條第二項又は第二十四條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する届出書に虚偽の記載をして提出した者

第四十五条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その法人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十三条 二億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 機構は、この法律の施行の日前において、被害回復分配金支払業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のように加える。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第

この法律の規定により都道府県が処理することとされる事務

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第四条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九十九条の次に次の一条を加える。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第九十九条の二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十五号を次のように改める。

第十五 株式会社商工組合中央金庫

第三十五条 第一項中「及び農林中央金庫法」を「農林中央金庫法」に改め、「農林中央金庫代理業者」の下に「及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方」を加え、同条第二項中「農林中央金庫法第二十四条第三項に」の下に「株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項に」を加える。

第三十九条 第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第二項に規定する主務大臣」に改める。

十二月十二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の増徴反対に関する請願(第一二〇〇号)(第一二〇九号)

第五部

財政金融委員会会議録第七号 平成十九年十二月十三日【参議院】

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税中止に関する請願

請願者 さいたま市中央区八王子三ノ四ノ一 佐久間トミ 外四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一二二二号 平成十九年十二月六日受理

庶民増税反対に関する請願

請願者 北海道室蘭市東町五ノ二二ノ一ノ三二 笹野憲子 外二千四百六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九三三三号と同じである。

第一二二二二号 平成十九年十二月六日受理

消費増税反対に関する請願

請願者 山口県周南市温田一ノ一三ノ四五 佐伯佳典 外二千七十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九四一四号と同じである。

第一二四九号 平成十九年十二月七日受理

保険業法見直しに関する請願

請願者 東京都中野区本町四ノ三五ノ九 田中一郎 外三十四名

紹介議員 大河原雅子君

二〇〇六年四月に施行された保険業法によつて、各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的に行っている共済制度が、存続の危機に追い込まれている。保険業法改正の趣旨は、いわゆるマルチ共済を規制し、消費者を保護することが目的であった。団体が自主的に行う共済への規制と干渉は憲法違反であり、健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いに、もうけの論理を押し付けることは認められない。

ついては、自主的な共済がこれまでどおり運営できるよう、次の事項について実現を図られた

一、構成員が限定され、助け合いを目的とした共

済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。

二、自主的な共済を改正保険業法の適用除外にすること。

三、経過措置期限(二〇〇八年三月三十一日)を延長すること。

第一二五〇号 平成十九年十二月七日受理

保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 東京都江東区猿江一ノ一ノ六ノ三〇五 伊賀野明 外六百六十二名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第一二五三三号 平成十九年十二月七日受理

保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 北海道旭川市二条通一五丁目 宮崎広光 外二十名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第五一五号と同じである。

第一二六六号 平成十九年十二月七日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 山形県西置賜郡白鷹町荒砥乙一、〇一九 三浦国雄 外一万九百八十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一二六七号 平成十九年十二月七日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 徳島市国府町佐野塚字野神元三五 大津香代 外一万九百八十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三九号と同じである。

第一二六八号 平成十九年十二月七日受理

業者婦人の地位向上と税制の充実に関する請願  
請願者 香川県高松市片原町六ノ七 瑞田  
和子 外四百九十九名

紹介議員 植松恵美子君  
この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一二六九号 平成十九年十二月七日受理  
税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 宮城県東松島市矢本字河戸二八二  
ノ一 大槻大 外千四百七十七名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第一二七〇号 平成十九年十二月七日受理  
税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 宮城県大崎市古川柏崎字千賀里一  
四八 小元佳子 外千五百四名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第一二七一号 平成十九年十二月七日受理  
消費税大増税反対に関する請願

請願者 滋賀県野洲市小篠原一、〇八四ノ  
一 山中誠治 外四千百五十九名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一二七二号 平成十九年十二月七日受理  
消費税大増税反対に関する請願

請願者 香川県高松市屋島中町五八九ノ一  
池内光良 外百十三名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。